

## 総合物流施策推進プログラムに掲げる取組に関する 実施状況の検証と同プログラムの見直しについて(案)

平成28年12月26日

「総合物流施策大綱(2013-2017)」(平成25年6月25日閣議決定)においては、同大綱に基づき策定された「総合物流施策推進プログラム」(平成25年9月20日総合物流施策推進会議決定。以下「プログラム」という。)について、「毎年度、官民協働で取組の実施状況の検証を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じて見直すなど、PDCA方式により進捗管理を適切に行う」こととされている。

これに従い、今般、プログラムに掲げられた全128施策について、以下のとおり、前回の検証対象期間(平成27年8月までの期間をいう。以下同じ。)以降約1年間における実施状況を検証する(今回の検証対象期間は、平成27年9月から平成28年11月末まで)とともに、関係民間団体からの意見も踏まえ、同プログラムについて現時点での所要の見直しを行い、公表することとする。

### 1. 取組の実施状況の検証結果概要

前回の検証対象期間以降の物流を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、プログラムに掲げる取組に関する実施状況を検証した。この間、物流総合効率化法の改正・施行など物流分野における労働力不足対策の推進、物流システムの海外展開等、重要施策を強力に推進してきたところであり、各施策ともプログラムに従い、概ね着実に実施されていることを確認した。

その概要は別紙のとおりであり、詳細は資料2のとおりである。

### 2. 総合物流施策推進プログラムの見直し

1. の検証結果及び前回の検証対象期間以降の物流を取り巻く状況の変化を踏まえ、プログラムに以下の施策を追加するなど、今後の取組強化に向けて所要の見直しを実施することとする。

追加する主な施策の例は、以下のとおりであり、改定後のプログラムは資料4のとおりである。

#### 【プログラムに追加する主な施策の例】

##### ①AEO事業者による輸出入申告官署の自由化等への取組 【No.35】

平成28年通常国会において「輸出入申告官署の自由化」及び「通関業制度の見直し」に係る関税法、通関業法の改正を実施した。AEO事業者による輸出入申告官署の自由化については、平成29年秋の施行に向けて必要な作業を進めている。

- ②平成28年5月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律」により、様々な取組を同法の対象にできるよう枠組みを柔軟化し、二以上の者の連携を前提に、輸送の効率化や共同化、輸送と保管の連携の取組を推進する（平成28年10月施行）【No.36、50、88】
- ③建築物内へのスムーズな貨物の搬入や屋内移動の確保等が図られるよう、円滑で効率的な物流の確保を考慮した設計や運用を促進する。【No.60②】

### 3. 施策のさらなる強化について

総合物流施策大綱（2013-2017）及びプログラム策定以降、物流分野の労働力不足が顕在化しており、長期的には人材確保がより困難になっていく可能性がある。一方で、情報通信技術等の技術革新が飛躍的に進み、更なる物流の効率化、高度化への期待が高まっている等の状況がある。こうした様々な環境の変化について、様々な施策を通じて適時適切に対応していかなければならない。

昨年（平成27年）4月には、国土交通省の交通政策審議会交通体系分科会に新たに物流部会を設置し、社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会と合同で「今後の物流政策の基本的な方向性等について」審議を約10ヵ月間行い、これまでの物流政策を総括し、目指すべき将来像等について議論を行い、答申を取りまとめた。

答申においては、物流分野における労働力不足を差し迫った危機として捉え、物流事業者、関係行政当局だけでなくあらゆる関係者が危機感を共有し、協力して具体的な解決を図っていくことを急務と述べている。

このため、関係者の連携や先進的技術の活用により、①潜在的な輸送力を最大限に引き出すこと等による物流の生産性の大幅な向上を実現することや②就業環境の改善等を通じて物流産業や物流そのものが、より魅力的なものとなり、人を惹きつけ、未来に向けて持続的に発展していくものに変わっていくことが求められている。

以上のような状況を踏まえ、このような観点からの施策のさらなる強化のため、関係する府省・団体においても、必要な制度改正を含め、取組の検討・実施に迅速かつ強力に取り組んでいく必要がある。

- 「総合物流施策大綱(2013-2017)」(平成25年6月25日閣議決定)に基づき、今後推進すべき具体的施策を取りまとめた「総合物流施策推進プログラム」(以下「プログラム」という。)については、「毎年度、官民協働で取組の実施状況の検証を行い、必要に応じて見直すなど、PDCA方式により進捗管理を適切に行う」こととされている。
- 平成26、27年度と同様に、平成28年度についても全128施策について取組の実施状況の検証を行い、各施策ともプログラムに従い、概ね着実に実施されていることを確認。
- 取組内容や工程に変更が必要な施策については、プログラムを改定し、最新(平成28年11月末時点)の状況を反映。

## 【主な施策の進捗状況】(平成27年9月以降)

### 1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

#### (1) 輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)をベースとしたシステムの海外展開

○日ミャンマー間...平成28年11月にNACCS型システムの運用が開始された。

#### (2) 効率的な海上輸送網の形成

- 安定的かつ安価な資源・エネルギー等の輸入を実現し、我が国産業の国際競争力を支えるため、船舶の大型化に対応した港湾施設等の整備等を進めている。
- 平成28年2月に、釧路港を特定貨物輸入拠点港湾(穀物)に指定した。
- 平成28年度に、徳山下松港において、石炭の大型輸送船(ケーブサイズ級)に対応した水深19mの国際物流ターミナルの整備に着手した。

# 1. 総合物流施策推進プログラムに掲げる取組の実施状況の検証結果概要

## (3)「次世代ITS」の推進の取組

○ETC2.0について、平成28年1月より搭載車への特車通行許可を簡素化する制度、2月よりETC2.0車両運行管理支援サービスの実証実験を開始した。

## (4) 中部国際空港における新規航空貨物の開拓への取組

- 平成28年4月より、国際線貨物便の新たな割引制度として、新規就航増量割引、大型機材割引を実施している。
- 中部国際空港利用促進協議会が推進している「フライ・セントレア・カーゴ」事業では、従来の支援事業に加え、卸売市場輸出拠点化促進プランにより、平成28年4月から地域の卸売市場と中部国際空港間での輸送に対して支援を行い、地元農水産物・食品の輸出拡大を図る。

## (5) 内航海運の活用促進と輸送力強化への取組

- 平成28年4月に「内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会」を設置した。内航海運の産業としての持続的発展を促進するよう必要な方策の検討、今後の内航海運のあり方についてのビジョンも見据えた具体的な方策に関する検討を開始した。

## (6) 農林水産物・食品輸出の物流改善

- 平成27年度に輸送時に農林水産物・食品の品質を保持する高度な技術の調査等を行うとともに、技術・事例集として取りまとめを行い、「農林水産物・食品輸出の手引き ～国際輸送の鮮度保持技術・事例を中心に～」として取りまとめた。

## (7)「手ぶら観光」の促進

- 平成28年度より、手ぶら観光カウンターの整備等に対する補助制度を創設し、平成28年11月末現在、全国135カウンターで「手ぶら観光」サービス拠点を表示する共通ロゴマークの使用認定を行うとともに、日本政府観光局(JNTO)と連携し、ホームページやSNS等を利用した情報発信を行った。

# 1. 総合物流施策推進プログラムに掲げる取組の実施状況の検証結果概要

## (8) 貨物車が通行するのに望ましい経路の指定等

- 平成28年4月に物流の国際競争力の強化を図るため、大型車誘導区間の指定に国際戦略・拠点港湾とのラスト1マイルを追加した。
- 平成28年1月より、大型車誘導区間を通行するETC2.0を搭載した大型車両の通行許可を簡素化する制度の運用を開始した。

## (9) 地域の持続可能な物流ネットワークの構築

- 「地域を支える物流システムのあり方に関する検討会」報告書(平成27年3月)を踏まえ、平成27年度に「地域を支える持続可能な物流ネットワークの構築に関するモデル事業」を全国5か所を実施し、各モデル事業の実施を通じて得られた課題や対応策等について実践的なノウハウの蓄積・普及を図った。

## (10) 物流に関する知識の普及啓発の取組

- 平成28年8月には、地方運輸局と関係団体が教育委員会と連携し、大学生が企画運営する中学生を対象とした海洋キャリア教育の取組を行った。

## 2. さらなる環境負荷の低減に向けた取組

### (11) 荷主による物流効率化・環境負荷低減の促進

- 平成27年度に、荷主と連携して行う物流効率化の取組支援として、荷主と物流事業者が共通KPIを設定し、配送計画ソフト等を活用しながら配車効率を改善する実証事業等を実施したほか、荷主連携による物流高度化ガイドライン策定調査や共同輸配送の促進に向けた調査事業等を行った。

### (12) 天然ガス燃料船の普及

- 平成27年8月に、日本初の環境性能に優れた天然ガス燃料タグボート「魁」が就航した。

## 3. 安全・安心の確保に向けた取組

### (13) 緊急輸送活動等への船舶活用の取組

○平成27年度に災害時に活用可能な船舶を迅速に選定するプログラムの運用を開始するとともに、実際に防災訓練で活用する等、同プログラムのデータの情報の質の向上や運用の改善を図った。また、災害時の部隊輸送の円滑化に向け、実働3省庁(防衛省、警察庁、消防庁)及び関係事業者で構成する検討会を平成28年6月に設置し、緊急輸送体制について事前の整理・検討を開始した。

### (14) 新KS/RA制度の適切な運用

○ORA事業者に対し、適切な保安対策が講じられているか監査を実施し、当初予定の160社への監査を全て終了した。今後とも既に監査を実施した事業者も含め、概ね3年ごとの監査を継続していく。

### (15) 高分解能レーダーの開発に係る取組

○歩行者等の小さな物体でも関知可能な分解能を持つ79GHz帯高分解能レーダーの更なる高精度化に向けて国際標準化活動を実施した結果、平成27年11月に開催された世界無線通信会議(WRC-15)において、同レーダー用周波数の拡大を可能とする追加的な周波数分配が合意された。我が国においても、当該合意結果を踏まえて国内の関連制度を整備。

## II. 総合物流施策推進プログラムの見直し

### 【プログラムに追加・既述を具体化する主な施策の例】

#### (1) AEO事業者による輸出入申告官署の自由化等への取組

○平成28年通常国会において、「輸出入申告官署の自由化」及び「通関業制度の見直し」に係る関税法、通関業法の改正を実施した。AEO事業者による輸出入申告官署の自由化については、平成29年秋の施行に向けて必要な作業を進めている。

#### (2) 荷主・物流事業者の連携による物流効率化

○平成28年5月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律」により、様々な取組を同法の対象にできるよう枠組を柔軟化し、二以上の者の連携を前提に、輸送の効率化や共同化、輸送と保管の連携の取組を推進する(平成28年10月施行)。

#### (3) 物流を考慮した建築物の設計・運用

○建築物内へのスムーズな貨物の搬入や屋内移動の確保等が図られるよう、円滑で効率的な物流の確保を考慮した設計や運用を促進する。

### III. 施策のさらなる強化について

- 総合物流施策大綱(2013-2017)及びプログラム策定以降、物流分野の労働力不足が顕在化しており、長期的には人材確保がより困難になっていく可能性がある。一方で、情報通信技術等の技術革新が飛躍的に進み、更なる物流の効率化、高度化への期待が高まっている等の状況がある。こうした様々な環境の変革について、様々な施策を通じて適時適切に対応していかなければならない。
- 昨年(平成27年)4月には、国土交通省の交通政策審議会交通体系分科会に新たに物流部会を設置し、社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会と合同で「今後の物流政策の基本的な方向性等について」審議を約10ヵ月間行い、これまでの物流政策を総括し、目指すべき将来像等について議論を行い、答申を取りまとめた。
- 答申においては、物流分野における労働力不足を差し迫った危機として捉え、物流事業者、関係行政当局だけでなくあらゆる関係者が危機感を共有し、協力して具体的な解決を図っていくことを急務と述べている。
- このため、関係者の連携や先進的技術の活用により、①潜在的な輸送力を最大限に引き出すこと等による物流の生産性の大幅な向上を実現することや②就業環境の改善等を通じて物流産業や物流そのものが、より魅力的なものとなり、人を惹きつけ、未来に向けて持続的に発展していくものになっていくことが求められている。
- 以上のような状況を踏まえ、このような観点からの施策のさらなる強化のため、関係する府省・団体において、必要な制度改正を含め、取組の検討・実施に迅速かつ強力に取り組んでいく必要がある。